

令和3年度

宇佐市農業委員会
第2回(5月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第2回定例総会会議録

令和3年6月7日（月）午前10時より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第2回（5月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番	赤坂 州男	委員	2番	安倍 隆司	委員	3番	西 時行	委員
6番	安部 仲雄	委員	7番	萩原 久邦	委員	8番	久保田 昭廣	委員
10番	川谷 正一	委員	11番	佐藤 俊徳	委員	13番	永岡 卓己	委員
17番	池田 雅彦	委員	18番	安藤 宝太	委員			

欠席委員

4番	久保 公志郎	委員	5番	永松 徳章	委員	9番	安部 正博	委員
12番	河野 一雄	委員	14番	丹生 猛	委員	15番	塚崎 正和	委員
19番	阿部 善浩	委員						

事務局

石川事務 局長、樋田農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係小林副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第11号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第12号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第13号	非農地証明願について
	議案	第14号	農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第15号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
	議案	第16号	「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について
	報告	第5号	農地法第3条の3の規定による届出について

報告 第 6号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について

報告 第 7号 農地法第5条許可処分の取消について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第2回5月の定
例総会を開会いたします。

今月は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため出席
人数をしばっており、

4番 久保公志郎 委員、5番 永松徳章 委員、9番 安部
正博 委員、12番 河野一雄 委員、14番 丹生猛 委員、
15番 塚崎正和 委員、19番 阿部善浩 委員、7名の方に
欠席していただいております。

ただ今の出席委員は19名中12名で、宇佐市農業委員会会議
規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立して
おります。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることと
なっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願い
いたします。

議 長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署
名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はあり
ませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、議事録署名委員は、6番 安部仲雄 委員、7番
萩原久邦 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の小林副主幹を指名いた
します。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第11号「農地法第3条の規定によ
る許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。
議案第11号3条許可申請は10件で、地区毎の内訳は、長洲地
区 所有権移転2件、6筆、5,737㎡、駅川地区 所有権移転1
件、2筆、10,268㎡、四日市地区 所有権移転7件、14筆、
11,192㎡となっています。

2 ページをお開きください。

議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定によ
り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年6月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3 ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受
人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得
するものです。

4 ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地
を取得するものです。

5 ページをご覧ください。

四日市地区です

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地
を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により、譲
受人が農地を取得するものです

番号3と4は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明
させていただきます。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

6 ページをお開きください。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

番号3は、譲渡人が労力不足のため、番号4は、譲渡人が遠方
在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得する
ものです。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

番号6と7は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

四日市地区 番号6【議案書番号四日市6朗読】

四日市地区 番号7【議案書番号四日市7朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和3年6月2日午前9時30分より、本庁25会議室において、農業委員5名中4名、農地利用最適化推進委員6名中3名出席のもと開催いたしました。

議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1と2について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和3年6月3日午前9時より、本庁23会議室において、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員13名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1と、四日市地区番号1から7について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としまして

は、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第12号 5条許可申請は6件で、賃貸借による権利設定1件、所有権移転5件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区、所有権移転2件、3筆、661㎡、宇佐地区、所有権移転1件、1筆、472㎡、四日市地区、所有権移転2件、3筆、1,059㎡、安心院地区、賃借権1件、1筆、357㎡となっています。

8ページをお開きください。

議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年6月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

9ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅木造一階建1棟、建築面積141.3㎡を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅木造一階建1棟、建築面積86.12㎡を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種中高層住居専用地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

10ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

報告第7号「農地法第5条許可処分の取消について」で後述しますが、使用貸借権の設定で許可していましたが、贈与による所有権移転に変更するため、許可を取消して再度申請するものです。

一般住宅としての転用で、自己住宅木造二階建1棟、建築面積88.46㎡を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の許可の例外基準に該当すると考えます。

11ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

贈与による所有権移転です。

農業用施設用地としての転用で、既に農業用倉庫及び苗置場として利用しており、今回事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

資材置場用地としての転用で、建設用資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

12ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

5年間の賃借権の設定です。

資材置場用地への転用で、建設用資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」
長洲地区番号1と2、宇佐地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」
四日市地区番号1と2について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できました。なお、四日市地区番号1は始末書が添

付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和3年6月1日午前10時より、安心院支所視聴覚室において、農業委員7名中5名、農地利用最適化推進委員11名中5名出席のもと開催いたしました。

議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」

安心院地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第13号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第13号非農地証明願は、4件で、地区ごとの内訳は、宇佐地区1件、1筆、76㎡、駅川地区1件、2筆、433㎡、四日市

地区2件、3筆、20,610㎡、となっています。

13ページをお開きください。

議案第13号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和3年6月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

14ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

昭和40年頃から墓地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

15ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

昭和40年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

16ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

平成17年8月2日付で、農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

昭和58年頃から学校用地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第13号「非農地証明願について」

宇佐地区番号1について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会と

しましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第13号「非農地証明願について」

駅川地区番号1、四日市地区番号1と2について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、本地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第14号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 17ページをお開きください。

議案第14号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和3年6月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
18ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、19ページ以降のようになっております。

続きまして、33ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、34ページ以降のようになっております。

続きまして、55ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転朗読 詳細な説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合するものであり、それぞれ利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第14号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第14号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認する

ことに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第14号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合することなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第15号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 58ページをお開きください。

議案第15号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)について市長より依頼があったので審議を求める。

令和3年6月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
59ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、60ページ以降のようになっております。農用地利用集積計画（案）で農地の貸し手が大分県農地中間管理機構に農地を貸付け、その農地をこの農用地利用配分計画（案）にて農地中間管理機構が借り手へ貸付けるといった内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律によりまして、農業委員会の意見を聴くものとなっていることによるものです。以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第15号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」
市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。”

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第15号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」
市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第15号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」
市長より依頼があり、安心院地区、院内地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会とし

ましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第15号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり承認しました。

次に、議案第16号『「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について』を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 別綴じの資料をご覧ください。

議案第16号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）の記の2に基づき、令和2年度の活動の点検・評価及び令和3年度の活動計画(案)を策定したので、その決定について意見を求める。

令和3年6月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

農業委員会の活動については、公平性・透明性を確保するために年度ごとに目標を決定し活動計画を立てるとともに、前年度の活動について点検・評価し、その内容をインターネット等により公表することとされています。

3ページから10ページにかけて「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」を対象となる項目ごとにⅠ～Ⅷに分類し、記載しております。

3ページのⅠでは、農業委員会の状況の項目の内、1農業の概要、2農業委員会の現在の体制、4ページのⅡでは、担い手への農地の利用集積・集約化の項目の内、1現状及び課題、2令和2年度の目標及び実績、3目標の達成に向けた活動、4目標及び活動に対する評価、5ページのⅢでは、新たに農業経営を営もうと

する者の参入促進の項目の内、1 現状及び課題、2 令和2年度の目標及び実績、3 目標の達成に向けた活動、4 目標及び活動に対する評価、6 ページのIVでは、遊休農地に関する措置に関する評価の項目の内、1 現状及び課題、2 令和2年度の目標及び実績、3 目標の達成に向けた活動、4 目標及び活動に対する評価、7 ページのVでは、違反転用への適正な対応の項目の内、1 現状及び課題、2 令和2年度の実績、3 活動計画・実績及び評価、8 ページから9 ページのVIでは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検の項目の内、1 農地法第3条に基づく許可事務、2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）、3 農地所有適格法人からの報告への対応、4 情報の提供等、10 ページのVIIでは、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容の項目、同じくVIIIでは、事務の実施状況の公表等の項目の内、1 総会等の議事録の公表、2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出、3 活動計画の点検・評価の公表について、記載をしております。

また、11 ページから13 ページにかけて「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を対象となる項目ごとにI～Vに分類し記載しております。

11 ページのIでは、農業委員会の状況の項目の内、1 農家・農地等の概要、2 農業委員会の現在の体制、12 ページのIIでは、担い手への農地の利用集積・集約化の項目の内、1 現状及び課題、2 令和3年度の目標及び活動計画、同じくIIIでは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の項目の内、1 現状及び課題、2 令和3年度の目標及び活動計画、13 ページのIVでは、遊休農地に関する措置の項目の内、1 現状及び課題、2 令和3年度の目標及び活動計画、同じくVでは、違反転用への適正な対応の項目の内、1 現状及び課題、2 令和3年度の活動計画について、記載をしております。

この案でご承認いただければ市のホームページで公表いたしたいと思っております。

議 長 ありがとうございます。

今話があったとおり、皆さん内容については十分把握していると思っておりますが、これが本当の、今から先の仕事であります。ですから、承認したらこれに向かって進んでいくということですので、意見がありましたら十分に意見を出してもらいたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。意見のある方はいませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、
議案第16号は原案のとおり承認いたしました。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。

報告第5号から第7号までを一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。

81ページをお開き下さい。

報告第5号「農地法第3条の3の規定による届出について」

農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和3年6月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は82ページからの5件がございました。

地区別の内訳は、宇佐地区 相続設定2件、7筆、9,159㎡、
四日市地区 相続設定1件、5筆、10,379㎡、安心院地区 相続
設定2件、7筆、8,827㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認
できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

85ページをお開き下さい。

報告第6号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による
通知があったので、ここに報告する。

令和3年6月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は86ページからの27件がございました。地区毎の内訳
は、長洲地区1件、4筆、5,001㎡、宇佐地区2件、6筆、5,502
㎡、駅川地区2件、2筆、2,424㎡、四日市地区19件、53
筆、77,566㎡、安心院地区3件、4筆、13,660㎡となっていま
す。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め
完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしま
した。

97ページをお開きください。

報告第7号「農地法第5条許可申請処分の取消について」

農地法第5条第1項の規定による許可処分については、取り消

したのでここに報告する。

令和3年6月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
内訳は98ページの宇佐地区1件、1筆、472㎡がございました。

令和3年2月10日付で、一般住宅として使用貸借権設定による5条許可済となっていました。が、贈与による所有権移転へ変更するため、令和3年5月19日付で転用計画廃止により取消を行ったものです。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 ただ今の報告第5号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 来月6月の令和3年度第3回定例総会は、7月5日月曜日、午前10時から本庁25・26会議室で行う予定にしておりますので、よろしく申し上げます。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。

午前10時58分閉会

以上会議の次第を記録し事実相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和3年6月7日

議 長 _____ (印)

署名委員 _____ (印)

署名委員 _____ (印)